
住基ネット情報のご利用について

(連合会からの個人番号提供事務について)

平成27年10月

年金サービスセンター 企画調整課 個人番号管理室 記録提供係



I	情報収集等業務に係る制度の概要	2
1	情報収集等業務の制度について	2
2	住基情報の提供スキーム	4
3	仮照会と本照会について	6
4	日本年金機構の住所情報照会との比較	7
II	情報収集等業務に係る事務処理について	9
1	照会概要	9
2	連合会との契約締結について	11
3	照会の事務処理について	12
III	契約事務の流れ	13
1	契約事務のすすめ方	13
2	契約書のダウンロード方法	14
3	契約書の記載方法	15
4	契約書の綴じ方	17
5	添付書類	18
6	書類の確認と送付先	19
7	連合会からの送付物	20
IV	照会データの作成について	21
1	照会依頼書について	21
2	照会データの作成について	22
V	回答データについて	27
1	回答データの概要	27
2	回答情報（PDFイメージ）について	28
3	回答情報（CSVデータ）について	31
4	仮照会の検索と回答内容について	34
5	仮照会回答データに係る連合会での作業について	35
6	本照会（住所又は生存確認及び個人番号確認）の回答内容について	36
VI	ご利用にあたって	37
1	住基情報を利用する上での留意点	37
2	住基情報を管理する上での留意点	38
参考	Q&A	39

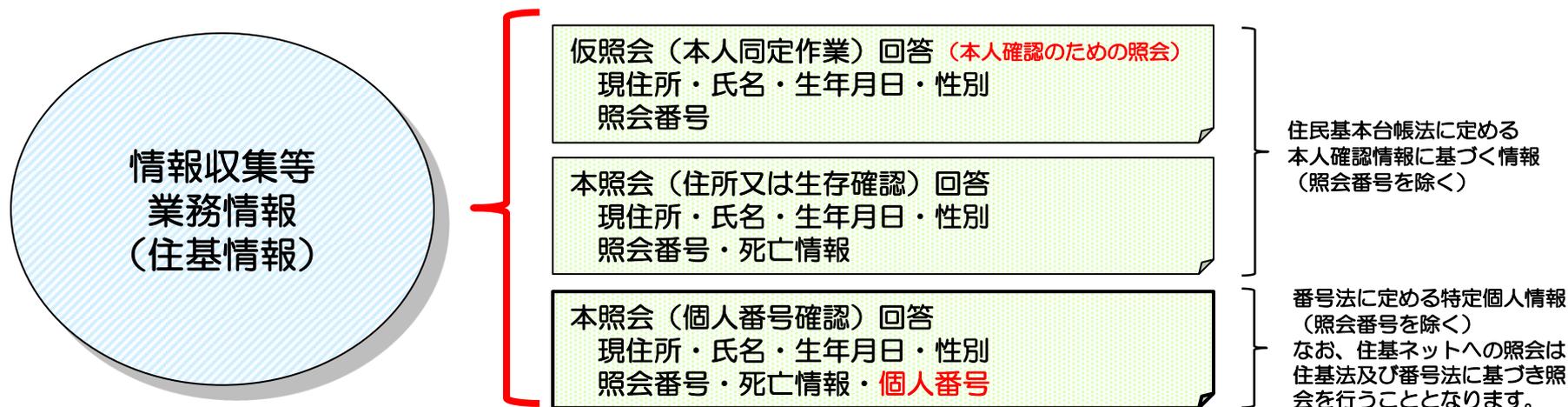
I 情報収集等業務に係る制度の概要

1 情報収集等業務の制度について

平成23年8月10日に「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第93号）が公布されたことに伴い、厚生年金基金・確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金（以下「企業年金」という。）は、年金または一時金の支給を行うため、加入者および加入者であった者に関する情報収集等業務を、企業年金連合会（以下「連合会」という。）に委託することが可能となりました。

連合会では上記の法律に基づき、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の情報をもととした情報（以下「住基情報」という。）の提供を平成25年4月より開始しました。

また今後、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）別表第1に定める事務を定める省令及び主務省令で定める事務を定める命令が改正され、平成28年1月より源泉徴収票に記載する個人番号収集の事務委託が可能となる予定です。



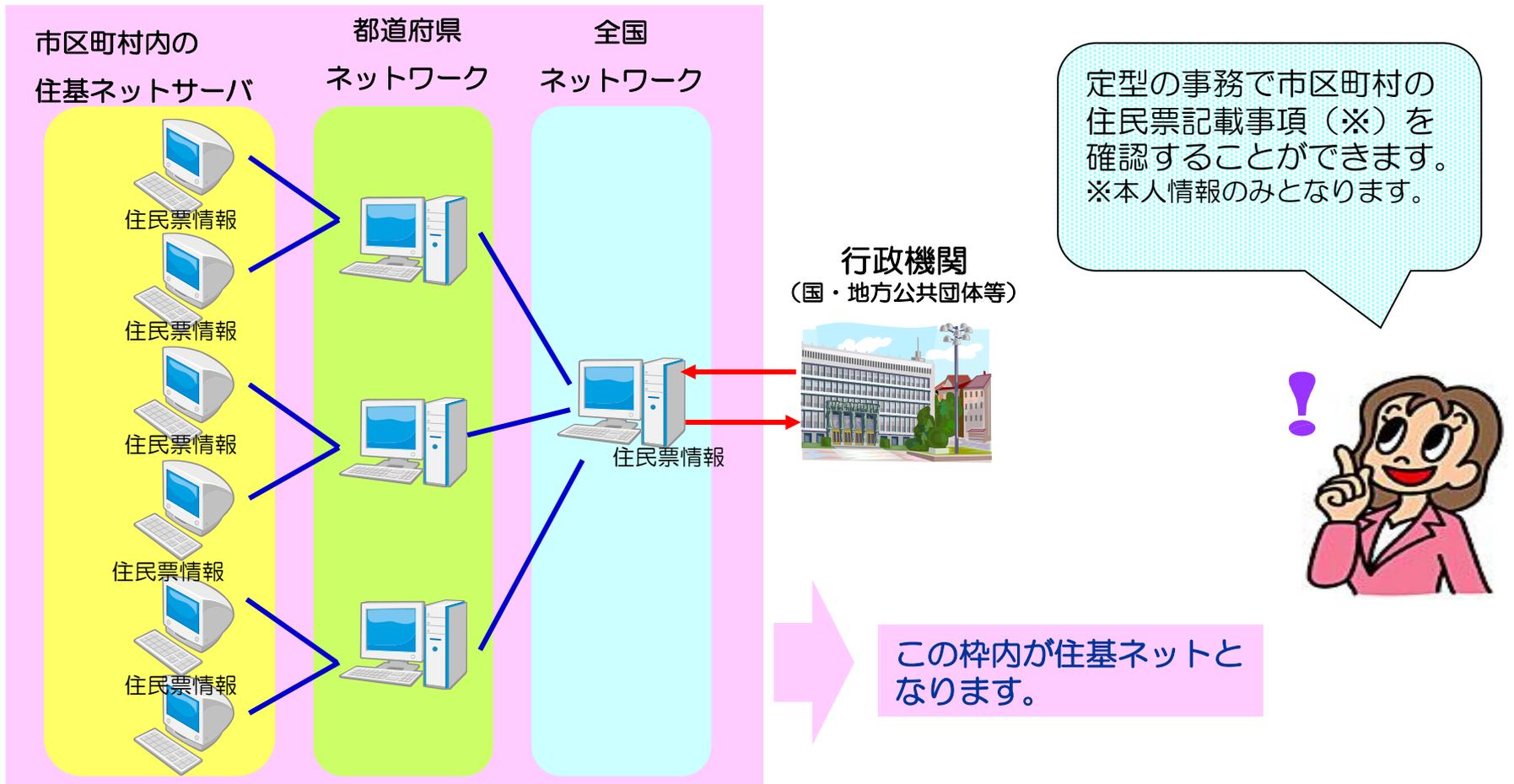
※本照会（個人番号確認）は、平成28年1月15日締切の受付分からの照会を予定しております。また、個人番号確認依頼を行うためには、個人番号収集事務の契約後、※仮照会を行う必要があります。

※以前に仮照会を行い照会番号を取得している者を除く

参考：住基ネットについて

住基ネットとは、日本全国の各市区町村（一部自治体除く）が作成・管理する住民基本台帳（住民票における住所、氏名、生年月日、性別を住民票コード（11桁）で管理したものをネットワーク上で結び、全国どこでも本人確認を可能とするシステムのことです。平成15年（2003年8月）より本格的に稼働しました。住民の居住関係の公式な証明となるため、行政の住民サービスなどに幅広く利用されています。

住基情報の提供開始により、日本年金機構が管理する「国の保有する住所情報」の照会では現在の居住が確認できない場合に、各市区町村に対し個別に行っていた住民票の記載事項の確認（本人情報のみとなります）を、一律の事務で行うことが可能となります。



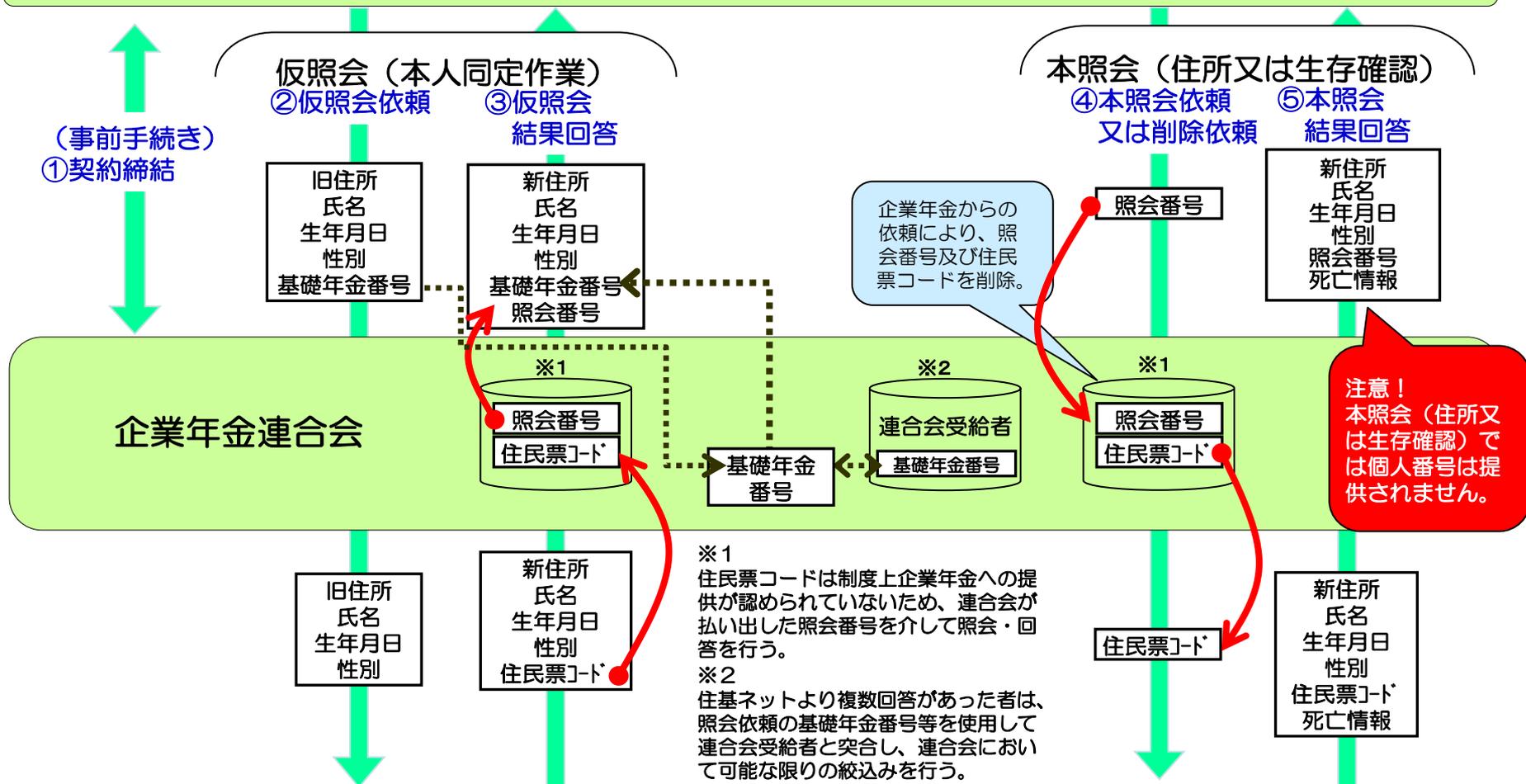
2-1 住所確認、生存確認の提供スキーム

住基情報を取得する場合は、まず、事前手続きとして契約の締結を行うこととなります。契約締結後、仮照会を行います。仮照会の回答は、1件の照会に対し複数人分の回答がある場合がありますので、必ず仮照会を行った者の情報を絞り込んでください（本人同定作業）。同定作業後、仮照会時に通知された照会番号で本照会（住所又は生存確認）を行います。

なお、回答データに含まれる照会対象者以外の情報や、登録した情報が不要となった場合は、速やかに連合会に削除依頼を提出してください。

【番号法4号施行以前の住基情報と内容は変わりません。】

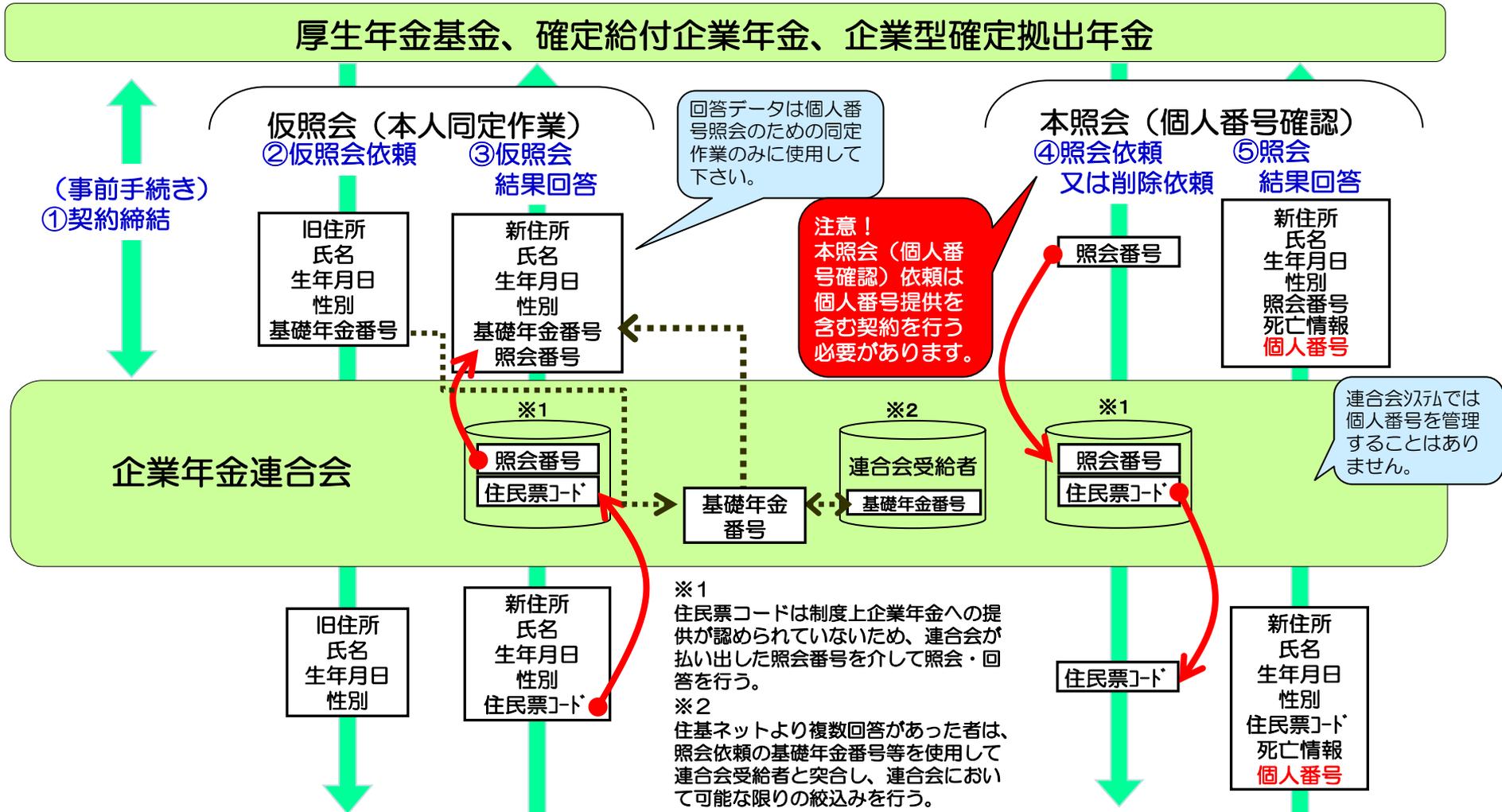
厚生年金基金、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金



2-2 個人番号の提供スキーム

個人番号提供を受ける企業年金は、①個人番号提供を含む契約書を締結、②～③の仮照会の後、③の仮照会回答によって提供された照会番号を使用して、④本照会（個人番号確認）を行います。

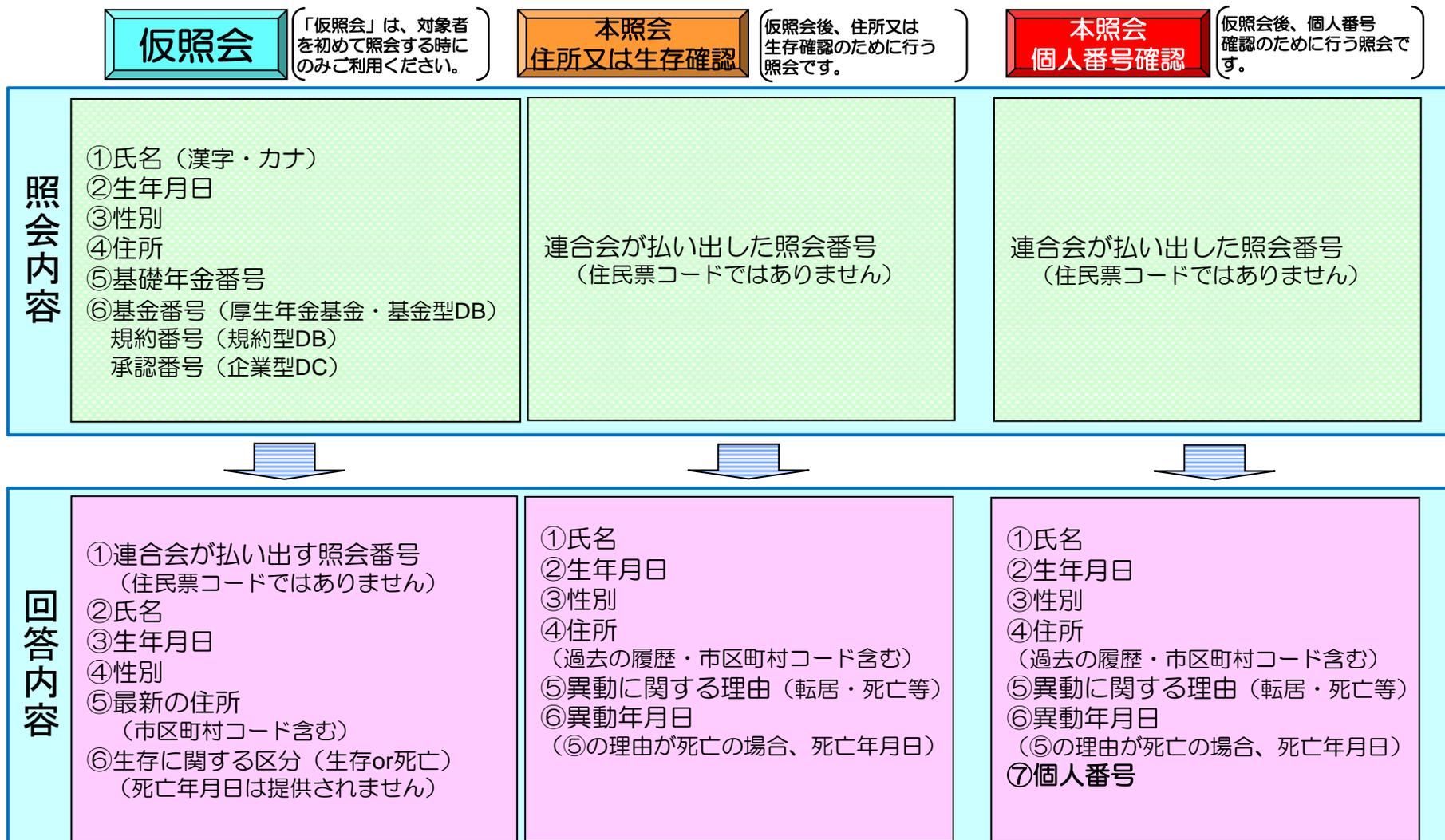
なお、個人番号を含む契約開始以前から、住基ネット情報を利用している企業年金については前ページ事務の③回答時の照会番号を使用して、④個人番号照会依頼から開始することも可能です。



3 仮照会と本照会について

各企業年金の、照会対象者と住基ネットの情報を紐付けるための作業が、「仮照会」となります。連合会では、仮照会で住基ネットの情報が抽出された場合に、住民票コードと紐付けされた照会番号と住基情報の提供を行います。

各企業年金で、本人同定作業を行った後、連合会から払いだされた照会番号により「本照会（住所又は生存確認）又は「本照会（個人番号確認）」を行うことで、過去の履歴を含めた住所や死亡年月日等の情報入手が可能となります。なお、回答は照会対象者本人の情報のみであり、続柄やご家族の情報はありません。



4 日本年金機構の住所情報照会との比較

「住基情報」と、日本年金機構が管理する「住所情報」との主な共通点・相違点は表のとおりです。

連合会より提供される「住基情報」は、住基ネットの情報をもとにした情報です。住民基本台帳として管理された情報であるため、日本年金機構の住所情報照会では回答が得られなかった対象者でも住基情報は提供される可能性があります。

A：主な共通点

項目	住基情報 (住基ネット)	住所情報 (日本年金機構)
対象者	厚生年金基金・確定給付企業年金・企業型確定拠出年金の加入者および加入していた者	
年齢制限	照会者の年齢制限なし	
照会について	照会の都度、回答をお返しします。 回答後に住所等が変更された可能性がある場合は、改めて照会を行う必要があります。	

B：主な相違点

項目	住基情報（住基ネット）	住所情報（日本年金機構）
死亡者に関する取扱い 及び 履歴情報の取扱い	<p>住民基本台帳法施行令の改正により、平成27年10月5日以降に死亡した者の情報及び履歴となった情報については、150年の保存期間が設定されることとなりました。</p> <p>なお、施行日以前に削除された情報が本改正により復活することはありません。</p>	
個人番号の提供	<p>個人番号にかかる契約を行った企業年金は、平成28年1月より本照会（個人番号確認）を行うと個人番号の提供を受けることが可能となります。</p> <p>なお、個人番号が付番されるのは、平成27年10月5日時点で生存している者のため、付番されない者は個人番号照会回答の個人番号欄は空欄となります。</p>	提供されません。
基本料	<p>会員：無料 非会員：現行税別年額6万円 （個人番号提供以後の基本料は調整中です。）</p> <p>※基本料の請求は、初めて住基情報を利用する際は契約時、翌年度以降は、契約更新時となります。</p>	<p>会員：無料 非会員：年額9,524円（消費税別）</p> <p>※手数料の請求は、毎年度初回照会時となります。</p>
個別照会手数料 会員・非会員共通	<p>仮照会手数料（※1）（消費税別）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続性がある照会（準備行為）の場合 無料 ・継続性がない照会の場合 10円/件 ・個人番号取得準備のための照会 未決定 <p>本照会（住所又は生存照会）手数料（消費税別）10円/件 本照会（個人番号照会）手数料（消費税別）未決定</p> <p>・個人番号照会で個人番号が付番されなかった者の場合でも、J-LISから回答があった者は手数料が発生します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別照会手数料の請求は、前年度に照会した分の手数料をまとめて、毎年3月中旬頃に行います。 	無料

※1 継続性がある照会とは、現況届の省略にかかる生存確認等、年1回以上本照会を行う予定がある者に係る仮照会をいいます。
継続性がない照会とは、未請求者対策に係る住所把握や一時金の支払等、一時的に住基情報を利用して処理を行う者に係る照会（本照会のための準備行為とはいえない照会）をいいます。
なお、個人番号取得準備のための仮照会は現在のところ未決定です。
※個別照会手数料に返金の制度はありません。

II 情報収集等業務に係る事務処理について

1 照会概要

1. 1 照会の仕様

項目		内容
対象者		厚生年金基金・確定給付企業年金・企業型確定拠出年金の加入者および加入していた者
対象年齢		年齢制限なし
照会に必要な書類等	契約手続き	契約書2部、設立認可書または規約承認書の写し
	契約完了後	①依頼書：「情報収集等業務情報の照会・削除依頼について」仮照会・本照会共通 ②照会・削除データを収録したCD-R
締切日		毎月15日（15日が土日祝祭日の場合は、翌営業日が締切日になります。）
送付先		〒105-8771 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階 企業年金連合会 年金サービスセンター 年金記録課 記録提供係
回答時期		締切日の翌月の10日頃
個別照会手数料		仮照会（継続性がある照会・準備行為）～無料 仮照会（継続性がない照会）～1件の照会につき10円（消費税別） 仮照会（個人番号取得準備のための照会）～未決定 本照会～継続性の有無に関わらず1件の照会につき10円（消費税別）個人番号確認は未決定 ※照会費用（税を除く）は連合会が取りまとめて、J-LISに納付します。
基本料		現行年額6万円（消費税別）但し契約時及び契約更新時に連合会会員は無料 （個人番号提供以後の基本料は調整中）
提供できない情報		①住基ネット稼動（平成14年8月）以前に変更があった情報 ②死亡後、150年を経過した者の情報（平成27年10月4日以前は5年） ③履歴情報となってから150年を経過した情報（同上） ④番号法施行日（H27.10.5）前に死亡した者の個人番号 ⑤仮照会において、住基ネット情報と企業年金が照会した氏名及び生年月日が相違している場合は該当なしとなり、本照会（住所又は生存確認及び個人番号確認）を行うことはできません。

1. 2 照会及び回答の主な情報項目

項目		内容
仮照会	照会項目 ※③、⑦、⑧以外は必須	①企業年金区分（厚生年金基金は1、確定給付企業年金は2、企業型確定拠出年金は3） ②基金番号（厚生年金基金・基金型DB）、規約番号（規約型DB）、承認番号（企業型DC） ③漢字氏名 ④カナ氏名 ⑤生年月日 ⑥性別 ⑦住所（漢字） ⑧基礎年金番号 ⑨外国人区分（日本人0、外国人1） ⑩継続区分（継続性がある照会0、継続性がない照会1） ※仮照会を1ヶ月に照会できる件数は、照会番号を払い出す桁数による制約上、99,999件までとなります。
	回答項目	①照会内容（上記照会項目①～⑩） ②処理結果コード ～ 住基ネットでの検索結果又は連合会での処理結果を示す区分 ③本照会時に使用する照会番号（住民票コードではありません） ④照会一致区分 ～ 住基ネットでの一致レベルを示す区分。本人確認作業の際の目安 ⑤住所等の情報（生存の有無、最新住所等） ⑥その他の情報（郵便番号、本人同定フラグ、手数料有無区分）
本照会 （住所又は 生存確認）	照会項目	仮照会時に通知された照会番号（仮照会の回答項目の③）
	回答項目	①照会番号 ②処理結果コード ～ 住基ネットでの検索結果又は連合会での処理結果を示す区分 ③住所等の情報（住所には履歴住所を含む。異動年月日により死亡年月日の確認が可能） ④その他の情報（郵便番号、手数料有無区分）
本照会 （個人番号 確認）	照会項目	仮照会時に通知された照会番号（仮照会の回答項目の③）
	回答項目	①照会番号 ②処理結果コード ～ 住基ネットでの検索結果又は連合会での処理結果を示す区分 ③住所等の情報（住所には履歴住所を含む。異動年月日により死亡年月日の確認が可能） ④その他の情報（郵便番号、手数料有無区分） ⑤個人番号（個人番号が付番された者のみ）

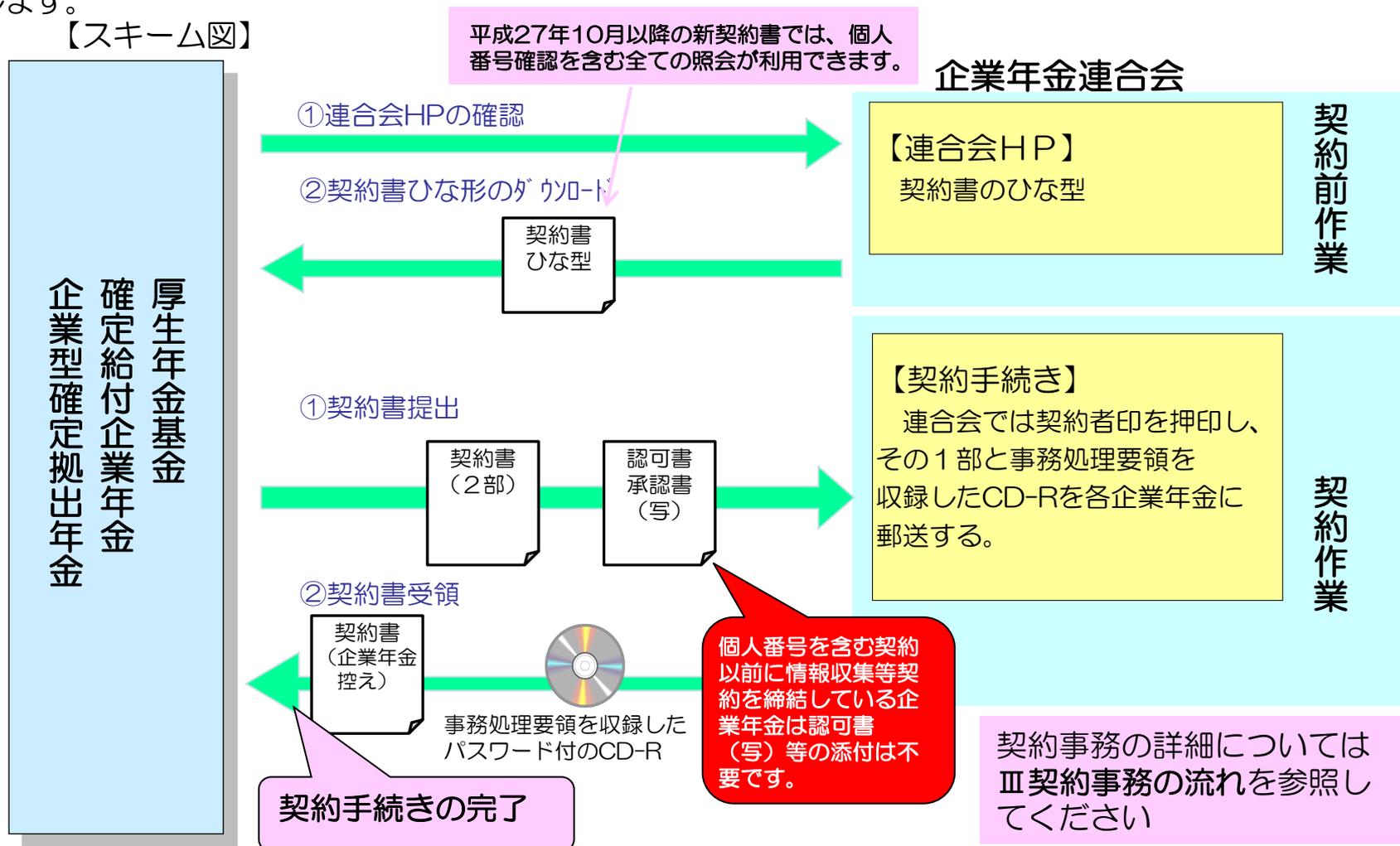
2 連合会との契約締結について

連合会との契約は、企業年金単位で行います。例えば、事業所が複数の企業年金（厚生年金基金、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金）を有している場合、それぞれの企業年金ごとに契約を行う必要があります。

また規約型DB等で実施事業所が複数存在する場合、実施事業所単位での契約はできません。

なお、照会手続きや、住基での抽出条件、回答の見方等については、住民基本台帳法により規定された秘密保持事項となります。契約締結後に事務処理要領を収録したCD-Rを郵送しますので、そちらでの確認をお願いします。

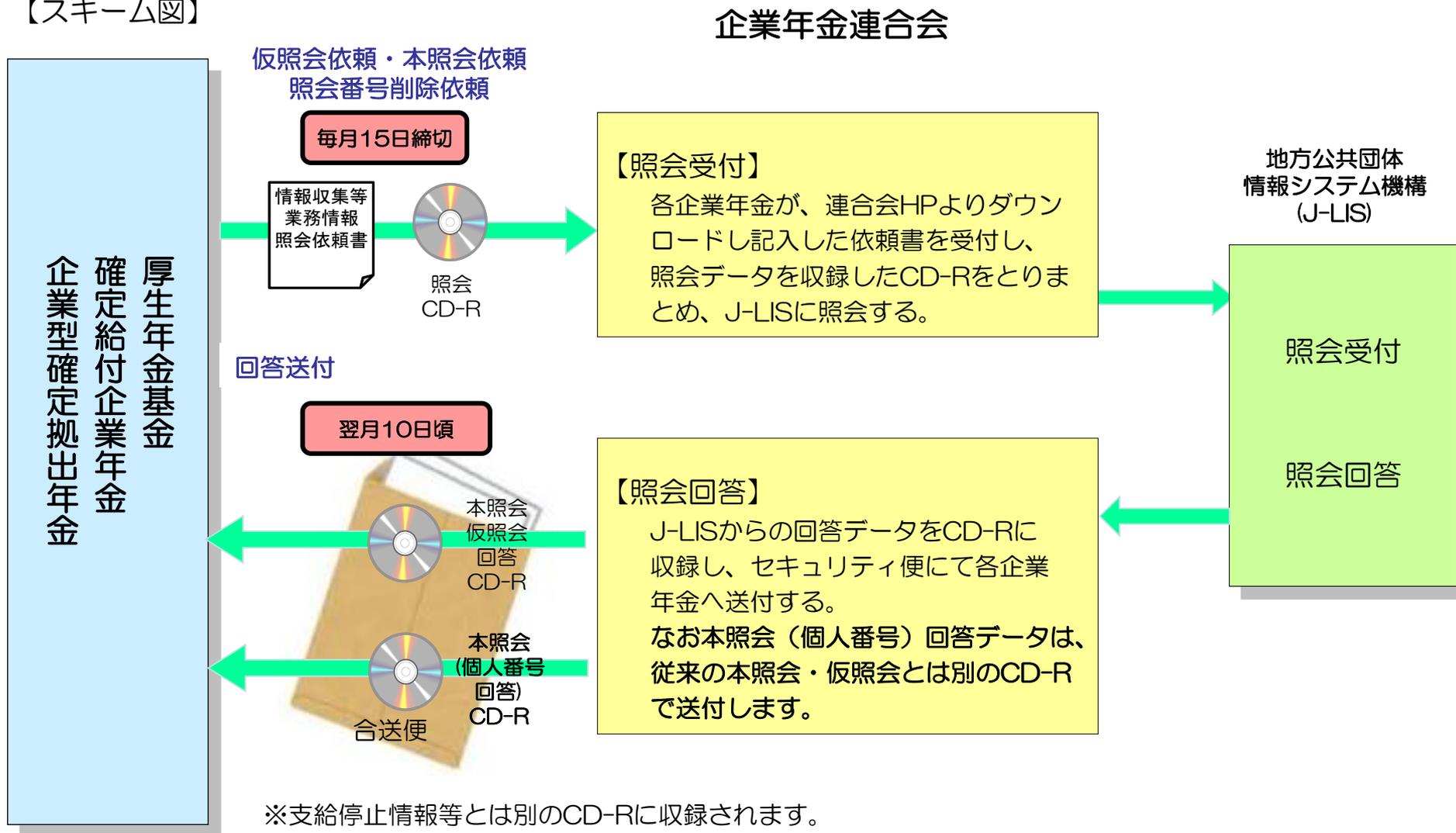
【スキーム図】



3 照会の事務処理について

仮照会、本照会ともに、毎月15日締切（15日が土日祝祭日の場合は翌営業日）で受付を行います。
回答は、翌月の10日頃にセキュリティ便にて送付します。

【スキーム図】



※支給停止情報等とは別のCD-Rに収録されます。

また、回答データは暗号化されています。

2 契約書のダウンロード方法

本照会（個人番号確認）を含む業務委任契約書は、個別照会手数料（住基ネットへの手数料）が未確定のため公表しておりません。従いまして現時点で契約を行うことはできません。

なお、個別照会手数料が確定したところで、契約書を連合会ホームページに公表し契約開始といたします。契約開始については連合会会員の企業年金にはニュースレター又は連合会HPにて、非会員の場合は連合会からの連絡ができませんので、お手数ですがHPにてご確認ください。

連合会HPのURL <http://www.pfa.or.jp/>

3 契約書の記載方法

契約書の内容を確認したうえで、2部作成します。2部とも同じ内容で記載してください。

【表紙記入方法】

① 名称

契約書に添付する設立認可書または規約承認書に記載された企業年金の名称を記載します。

設立認可時の名称と、現在の名称が異なる場合は、現在の名称を記載してください。

情報収集等業務に係る基本委任契約書

① _____ (以下「甲」といいます。)は、

～略

※企業年金記載箇所以外の内容の変更については、お受けすることはできません。

5 添付書類

- ・ 契約の締結にあたっては、厚生労働大臣等が、契約書に記載された企業年金であることを証した書類（資格確認が可能な書類）が必要です。なお、個人番号を含む契約以前に情報収集等契約を締結している場合は、資格確認が可能な書類は以前の契約書に添付されたものを使用させていただきますので添付は不要です。

年金制度	必要な書類（各1部）
厚生年金基金	設立認可書の写し又は公法人証明書 確定給付企業年金基金の場合、移行認可書でも可
基金型確定給付企業年金	
規約型確定給付年金 企業型確定拠出年金	（規約）承認書の写し 確定給付企業年金基金の場合、移行認可書でも可

※設立認可時から名称が変わっている場合（公法人証明書を添付した場合を除く）

契約書に記載された名称が確認できる書類（変更の届出書写し、又は官報公告の写し）も、添付してください。

6 書類の確認と送付先

以下の書類を確認後、下記の送付先に送付してください。

項目	内容
契約書（2部）	<p>確認事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2部（企業年金控え、連合会控え）が作成されていること。・ 必要事項及び契約印が記載、押印されていること。・ 2部それぞれ、袋綴じされていて、契約印による割印が押印されていること。
同封する書類	<p>確認事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 設立認可書、規約承認書等 <p>契約書に記載された企業年金の番号、名称を証する書類</p> <p>なお、個人番号を含む契約以前に情報収集等契約を締結している場合は、資格確認が可能な書類は以前の契約書に添付されたものを使用させていただきますので添付は不要です。</p>
送付先	<p>〒105-8771 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階 企業年金連合会 年金サービスセンター 年金記録課 記録提供係</p>

7 連合会からの送付物

- ・連合会では、内容の確認を行い、契約書記載事項に記載、押印します。
- ・記載終了後、下表に示す書類等を契約先の企業年金に送付します。

郵送される書類等	内 容
契約書	企業年金控え分1部
暗号化されたCD-R	事務処理要領（個人番号対応版）、様式等を収録

IV 照会データの作成について

1 照会依頼書について

仮照会、本照会および照会番号の削除依頼を行う際は、右図の様式第1号「情報収集等業務情報の照会・削除依頼について」を使用します。

この依頼書は、連合会のHPからダウンロードできます。

必要事項の記入もれがないようお願いいたします。

様式第1号 情報収集等業務情報の照会・削除依頼について
※仮照会、本照会照会の依頼書の様式は同じです。

様式第1号

第 年 月 日
平成 年 月 日

企業年金連合会
年金記録課 御中

情報収集等業務情報の照会・削除依頼について

標記について、別添のCD-Rにより照会・削除依頼します。
なお、提供されたデータは、連合会との業務委託契約に基づき管理することを申し添えます。

企業年金区分	※該当の企業年金に○をしてください。 1 厚生年金基金 2 確定給付企業年金 3 企業型確定拠出年金								
基金名又は事業所名	①								
基金番号又は 契約番号又は 承認番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table> <p>・桁数に満たない場合は、上位に0を記入してください。</p>								
連合会の会員番号 又は登録番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table> <p>・連合会の会員ではないが、日本年金機構が管理する住所情報照会を利用している場合は、「登録番号」を記入してください。</p>								
仮照会件数	件								
本照会(住所又は生存確認) 件数(削除件数含む)	件								
本照会(個人番号確認)件数 件数(削除件数含む)	件								

厚生年金基金の場合、基金番号と連合会の会員番号は同じになります。

基金印 or 事業所印
が必要です。

仮照会の件数、本照会
(住所又は生存確認又は
個人番号確認)の件数を
それぞれ記入します。

2 照会データの作成について

2. 1 照会用CD-R仕様

① CD-R規格

サイズ	120×120×1.2mm (12cmCD)	
容量	650MB	700MB

②文字コード仕様

(仮照会) JISコード、漢字はS-JISコード

(本照会) JISコード

③ボリュームラベル等

なし

④ファイル名（半角文字を使用します。）

(仮照会) KARI.CSV または kari.csv

(本照会 住所又は生存確認) HON.CSV または hon.csv

(本照会 個人番号確認) KOJIN.CSV または kojim.csv

※フォルダは使用できません。

印字または記入



【ラベル仕様】

- ① 企業年金区分+契約書に記載した基金番号又は規約番号又は承認番号
※企業年金区分～1 厚生年金基金、2 確定給付企業年金、3 確定拠出年金
- ② 基金名又は事業所名 + ある場合は会員番号・登録番号
(4桁) を記入
- ③ 『情報収集等業務照会』と記入
- ④ 申出年月(照会受付の締切年月) を記入

2. 2 依頼書とCD-Rの組み合わせについて

- ・依頼書とCD-Rは、必ずセットにして提出してください。
(ご提出いただいたCD-Rの返却はできません。)
- ・住基情報照会用のデータと日本年金機構へ照会するデータを同じCD-Rに収録することはできません。
- ・各照会データは、同じCD-Rに収録することが可能です。
- ・データ提出後、締切日までの間に追加で依頼する場合は、追加分の件数を記載した依頼書と、追加分のみのデータを収録したCD-Rをセットとし、新たな照会としてご提出ください。

項番	組合せ	受付の可否
1	<div data-bbox="202 549 338 682" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">情報収集等 業務情報 照会依頼書</div> <div data-bbox="347 535 614 714" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-left: 10px;">依頼書は、仮照会、本照会、個人番号照会件数の全てを記載</div> <div data-bbox="627 535 763 668" style="display: inline-block; text-align: center;">  </div> <div data-bbox="782 578 1284 606" style="margin-left: 20px;">HON.CSV + KARI.CSV + KOJIN.CSV</div> <div data-bbox="772 678 1284 706" style="margin-left: 20px;">※各照会データを同じCD-Rに収録。</div>	○
2	<div data-bbox="202 806 338 939" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">情報収集等 業務情報 照会依頼書</div> <div data-bbox="347 749 614 992" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-left: 10px;">依頼書は、仮照会、本照会（住所又は生存確認）、本照会（個人番号確認）件数の全てを記載</div> <div data-bbox="627 778 763 911" style="display: inline-block; text-align: center;">  </div> <div data-bbox="772 821 898 849" style="margin-left: 10px;">HON.CSV</div> <div data-bbox="937 778 1072 911" style="display: inline-block; text-align: center;">  </div> <div data-bbox="1081 821 1207 849" style="margin-left: 10px;">KARI.CSV</div> <div data-bbox="1246 778 1381 911" style="display: inline-block; text-align: center;">  </div> <div data-bbox="1391 821 1535 849" style="margin-left: 10px;">KOJIN.CSV</div> <div data-bbox="685 935 1168 963" style="margin-left: 20px;">※各照会データを別CD-Rに収録。</div>	○
3	<div data-bbox="251 1092 386 1225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">情報収集等 業務情報 照会依頼書</div> <div data-bbox="454 1092 589 1225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">日本年金 機構への 依頼書</div> <div data-bbox="734 1063 869 1196" style="display: inline-block; text-align: center;">  </div> <div data-bbox="888 1120 1352 1149" style="margin-left: 20px;">HON.CSV 等+ JUKYUSHA 等</div> <div data-bbox="743 1220 1342 1320" style="margin-left: 20px;">※住基情報の照会データと、日本年金機構への照会データ（受給者登録、住所照会、記録照会）を同じCD-Rに収録。</div>	<div data-bbox="1700 1071 1777 1135" style="font-size: 2em;">×</div> <div data-bbox="1564 1178 1864 1335" style="margin-top: 10px;">※照会先が異なるため、同じCD-Rに入っていた場合、受付できません。</div>

2.3 仮照会データの受付ファイルレイアウト (KARI.CSVのファイルレイアウト)

仮照会の受付ファイルレイアウトは以下のとおりです。

仮照会受付ファイルレイアウト (CSV形式)

項番	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
項目	企業年金区分	又は基金番号、規約番号 基金番号、規約番号	漢字氏名	カナ氏名	生年月日	性別	漢字住所	基礎年金番号	外国人区分	継続区分
桁数	1	8	25	25	10	1	50	10	1	1
タイプ	9	9	N	X	X	9	N	9	9	9
※区分	必須	必須		必須	必須	必須			必須	必須
備考	厚生年金基金は1、確定給付企業年金は2、確定拠出年金は3	用基金番号、規約番号又は承認番号。住所情報等で使用する情報提供不可。	左詰めとし、姓と名の間は全角スペース1つとする。	左詰めとし、姓と名の間は半角スペース1つとする。	yyyy/mm/dd	男1、女2	各企業年金が把握している最新の住所を都道府県名から入力する。		日本人0、外国人1	継続性のある照会0、継続性のない照会1

- ・タイプについては、9タイプおよびXタイプは全て半角、Nタイプは全て全角です。
- ・各項目間には、区切り文字のカンマ(“,”)を必ず設定します。
- ・漢字氏名、カナ氏名、漢字住所が桁数に足りない場合、桁数に足りるようスペース埋めを行う必要はありません。
- ・漢字氏名、カナ氏名、漢字住所が桁数を超える場合は、最大桁数までを設定します。
- ・項番2および8で桁数に満たない場合は、前のゼロは省略可能です。
- ・生年月日の月及び日が10未満の場合、前のゼロは省略可能です。
- ・生年月日は“/”を使用して西暦年/月/日を区別します。

- ・漢字氏名、漢字住所を収録した方が、より精度の高い情報が回答されます。
- ・基礎年金番号が不明でも照会は可能です。その場合、連合会の受給者との突合による絞込みは行いません。

2. 4 本照会（住所又は生存確認）データの受付ファイルレイアウト （HON.CSVのファイルレイアウト）

項番	1	2	3	4	5	6
項目名	企業年金区分	又は基金番号、承認番号、規約番号	仮照会申出年月	受付番号	受付番号枝番	チェックデジット
桁数	1	8	6	5	2	1
タイプ	9	9	9	9	9	X
※区分	必須	必須	必須	必須	必須	必須
備考	仮照会回答の際に通知された企業年金区分	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された申出年月	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された番号	削除の場合、"D"を入力された番号

- ・ファイルレイアウト内項番1～6の全てを照会番号といいます。
- ・削除を行う場合を除き、全て半角数字を設定します。
- ・削除を行う場合は、項番6のチェックデジットに半角アルファベット大文字で「D」を設定します。
- ・各項目間には、区切り文字のカンマ（“,”）を必ず設定します。
- ・項番2、4、5のデータが、それぞれ項目の桁数に満たない場合は、前のゼロは省略可能です。
- ・桁数が多いので、仮照会時に提供されたCSVデータを元にすると比較的容易にデータ作成が可能です。

※削除を行う者は、通常の照会者と同じファイルに混在して収録可能です。照会分、削除分とCD-Rを2枚作成する必要はありません。

（例）HON.CSVの内容

1件目	照会者レコード
2件目	照会者レコード
3件目	削除者レコード
4件目	照会者レコード



- ・削除を行った者は、本照会（住所又は生存確認）及び本照会（個人番号確認）依頼を行うことはできません。もし誤って削除してしまった場合は、仮照会依頼から再度、照会を行うこととなります。

2. 5 本照会（個人番号確認）の受付ファイルレイアウト （KOJIN.CSVのファイルレイアウト）

項番	1	2	3	4	5	6
項目名	企業年金区分	又は基金番号、規約番号	仮照会申出年月	受付番号	受付番号枝番	チェックデジット
桁数	1	8	6	5	2	1
タイプ	9	9	9	9	9	X
※区分	必須	必須	必須	必須	必須	必須
備考	仮照会回答の際に通知された企業年金区分	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された申出年月	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された番号	削除の場合、"D"を入力された番号

- ・ファイル名以外は、P17の本照会（住所又は生存確認）のファイルレイアウトと変わりません。
- ・ファイルレイアウト内項番1～6の全てを照会番号といいます。
- ・削除を行う場合は、項番6のチェックデジットに半角アルファベット大文字で「D」を設定します。
- ・各項目間には、区切り文字のカンマ（“,”）を必ず設定します。
- ・項番2、4、5のデータが、それぞれ項目の桁数に満たない場合は、前のゼロは省略可能です。
- ・桁数が多いので、仮照会時に提供されたCSVデータを元にすると比較的容易にデータ作成が可能です。

※削除を行う者は、通常の照会者と同じファイルに混在して収録可能です。
照会分、削除分とCD-Rを2枚作成する必要はありません。

（例）KOJIN.CSVの内容

1件目	照会者レコード
2件目	照会者レコード
3件目	削除者レコード
4件目	照会者レコード



- ・削除を行った者は、本照会（住所又は生存確認）及び本照会（個人番号確認）依頼を行うことはできません。もし誤って削除してしまった場合は、仮照会依頼から再度、照会を行うこととなります。

V 回答データについて

1 回答データの概要

- ・連合会から各企業年金への回答媒体はCD-Rのみになります。
- ・現在、日本年金機構から提供されている他情報（支給停止、住所情報等）をCD-Rで受取っている企業年金の場合、住基情報は別のCD-Rに収録されます。
- ・個人番号照会の回答は、仮照会、本照会とは別CD-Rに収録されます。（仮照会、本照会、個人番号照会を同月に行った場合は回答CD-Rは2枚となります。）
- ・回答情報は、標準的なパソコンで使用できるPDFファイル（帳票イメージのもの）で提供されます。また、回答情報をデータとして活用する企業年金のために、可能な限り標準字体に文字コードを変換した同じ内容のデータファイル（CSV形式）も収録して提供します。
- ・回答データは、暗号化を行った上で提供されます。（暗号化方式は、日本年金機構から提供されている他情報と同じ自己復号型機密ファイルで、本照会・仮照会回答CD-Rと本照会（個人番号確認）回答CD-Rは別のパスワードが設定されます。
- ・CD-Rに添付される送付書はありません。回答件数等は、PDFファイルをご確認ください。
なお、回答時のCD-Rラベルには、“情報収集等業務情報”と表示されます。

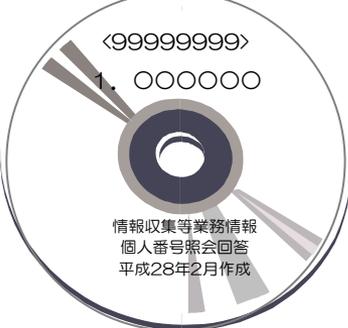
本照会・仮照会回答CD-R



企業年金区分
1 厚生年金基金
2 確定給付企業年金
3 確定拠出年金

復号化するためのパスワードはそれぞれ異なります。

本照会（個人番号確認）回答CD-R



回答CD-R内容



仮照会回答データ（PDFイメージ）
YYYYMMDD-YYYYMMDD仮.pdf



仮照会回答データ（CSVデータ）
J_KARI.CSV



本照会回答データ（PDFイメージ）
YYYYMMDD-YYYYMMDD本.pdf



本照会回答データ（CSVデータ）
J_HON.CSV



本照会（個人番号確認）回答データ（PDFイメージ）
YYYYMMDD-YYYYMMDD個人.pdf



本照会（個人番号確認）回答データ（CSVデータ）
J_KOJIN.CSV

PDFファイルとCSVファイルの2種類が、仮照会回答・本照会回答、それぞれ提供されます。

2 回答情報 (PDFイメージ) について

(1) 仮照会回答PDFファイル

PDFファイルは、帳票イメージのものとなります。PDFファイルを印刷することで、そのまま帳票として使用できます。

回答表紙の件数は照会した方の件数です。1人に対し複数回答があった場合であっても件数は1件としてカウントされます。なお、データの入力誤りなどにより照会できなかった場合や該当者がいなかった場合は、照会対象者が継続性がない場合であっても料金は加算されません。

「今回の仮照会手数料」については回答個表の継続区分が継続性なしの方が対象となります。

(回答表紙)

(回答個表)

9999/99/99 999999/999999ページ

企業年金区分	1
基金番号 規約番号 承認番号	XXXXXXXX
送付先名称	XXXXXXXX厚生年金基金 住基事務取扱担当者 様
送付元名称	企業年金連合会 年金サービスセンター 年金記録課 記録提供係

照会データ	漢字氏名								
	山田 太郎								
	カナ氏名								
	ヤマダ タロウ								
	生年月日	性別	基礎年金番号	外国人区分	継続区分				
	1965/8/22	男	9999-999999	日本人	継続性あり				
	漢字住所								
	東京都港区芝公園二丁目四番地一号芝パークビルB館10階								
	処理結果コード	本照会時に使用する照会番号							
		9-99999999-999999-999999-99-9							
照会一致区分									
	氏名 (1)	氏名 (2)	氏名 (3)	生年月日	性別	住所 (1)	住所 (2)	住所 (3)	
氏名漢字									
山田 多朗									
氏名カナ									
ヤマダ タロウ									
生年月日 元号	生年月日 西暦	性別	異動に関する 区分	生存に関する 区分	変更に関する 区分	市区町村 コード	市区町村に かかる区分		
昭和	9999/99/99	男	異動なし	生存	変更なし	13101			
住所									
東京都千代田区丸の内▲▲▲▲▲									
郵便番号			本人同定フラグ			手数料有無区分			
100-0005			未確認			無料			

本照会（住所確認又は生存確認及び個人番号照会）時に使用する照会番号が記載されています。

情報収集等業務における仮照会の回答について

照会件数 E(A+D)		10	
回答件数	提供件数 A(B+C)	7	
	内訳	有料件数 B	6
		無料件数 C	1
	提供不能件数 D	3	

2013年6月	今回の仮照会手数料(税抜)	60円
	今年度累計手数料 (今回分まで含む)税抜	1,020円

※本回答書により手数料を支払う必要はありません。

(2) 本照会（住所又は生存確認）回答PDFファイル

仮照会回答PDFとは別のファイルとなります。

手数料は本照会回答PDFの回答表紙に表示され、他の照会とは別集計となります。

なお、照会番号の入力誤りなどにより照会できなかった場合は手数料加算の対象とはなりません。

(回答表紙)

9999/99/99 999999/999999ページ

企業年金区分	1
基金番号 規約番号 承認番号	XXXXXXXX
送付先名称	XXXXXX厚生年金基金 住基事務取扱担当者 様
送付元名称	企業年金連合会 年金サービスセンター 年金記録課 記録提供係

情報収集等業務における本照会の回答について

照会件数 E(A+D)		10	
回答件数	提供件数 A(B+C)		7
	内訳	有料件数 B	6
		無料件数 C	1
	提供不能件数 D		3
削除依頼件数		10	
内訳	削除件数	3	
	削除不能件数	7	

2013年6月	今回の本照会手数料(税抜)	60円
	今年度累計手数料 (今回分まで含む・税抜)	210円

※本回答書により手数料を支払う必要はありません。

(回答個表)

照会データ	照会番号			
	9-999999999-999999-99999-99-9			
回答データ	処理結果コード*	異動に関する区分	生存に関する区分	変更に関する区分
	氏名漢字			
	連合 太郎			
	氏名カナ			
	レゴウ 知ウ			
	生年月日元号	生年月日西暦	性別	
	昭和	1965/8/22	男	
	市区町村コード		市区町村にかかる区分	
	13103			
	異動に関する理由		異動年月日	
	転入等		2012/01/02	
	住所			
	東京都港区芝公園2-4-1 しばパークレジデンスビル アネックス館10階			
	郵便番号		手数料有無区分	
	105-0011		有料	

(3) 本照会（個人番号確認）回答PDFファイル

個人番号確認にかかる手数料は回答表紙に表示され、他の照会とは別集計となっています。

なお、照会番号の入力誤りなどにより照会できなかった場合は手数料加算の対象とはなりません。

(回答表紙)

		9999/99/99 99,999/99,999ペー
企業年金区分	1	
基金番号 規約番号 承認番号	XXXXXXXX	
送付先名称	XXXXXXXXXXXXXX XXXXXX厚生年金基金 住基事務取扱担当者 様	
送付元名称	企業年金連合会 年金サービスセンター 年金記録課 記録提供係	

情報収集等業務における個人番号照会の回答について

照会件数 E(A+D)		10	
回答件数	提供件数 A(B+C)	7	
	内訳	有料件数 B	7
		無料件数 C	0
	提供不能件数 D	3	
削除依頼件数		10	
内訳	削除件数	3	
	削除不能件数	7	

2016年6月	今回の照会手数料(税抜)	70円
	今年度累計手数料	210円

※本回答書により手数料を支払う必要はありません。

(回答個表)

照会データ	照会番号			
	9-999999999-9999999-99-9			
回答データ	処理結果コード	異動に関する区分	生存に関する区分	変更に関する区分
	該当あり	異動あり	生存	住所変更あり
	氏名漢字			
	連合 太郎			
	氏名カナ			
	レゴウ 知ウ			
	生年月日元号	生年月日西暦	性別	個人番号
	昭和	1965/8/22	男	999999999999
	市区町村コード		不参加団体区分	
	13103		参加団体	
	異動に関する理由		異動年月日	
	個人番号の職権記載等		2015/10/05	
	住所			
	東京都港区芝公園2-4-1 しばパークレジデンスビル アネックス館10階			
郵便番号		手数料有無区分		
105-0011		有料		

3 回答情報 (CSVデータ) について

(1) 仮照会回答データレイアウト

仮照会回答ファイルレイアウト (CSV形式)

各項目はダブルクォーテーションで囲まれ、カンマで区切られています。

項目	仕様
電子媒体	CD-R (12cm)
フォーマット	CDFS
ファイル名	J_KARI.CSV
文字コード	JIS、漢字はS-JIS

No.	照会内容部										回答情報部																												
											本照会時に使用する照会番号							照会一致区分						住基回答部					連合会付加情報										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
項目	企業年金区分	認番号、基金番号、規約番号又は承	漢字氏名	カナ氏名	生年月日	性別	漢字住所	基礎年金番号	外国人区分	継続区分	処理結果コード	企業年金区分	認番号、基金番号、規約番号又は承	仮照会申出年月	受付番号	受付番号枝番	チェックデジット	氏名(1)	氏名(2)	氏名(3)	生年月日	性別	住所(1)	住所(2)	住所(3)	異動に関する区分	生存に関する区分	変更に関する区分	氏名漢字	氏名カナ	生年月日(元号)	生年月日西暦	性別	住所	市区町村コード	市区町村にかかるとの区分※1	郵便番号	本人同定フラグ	手数料有無区分
桁数	1	8	25	25	10	1	50	10	1	1	4	1	8	6	5	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	100	100	1	10	1	200	5	1	7	1	1
タイプ	9	9	N	X	X	9	N	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	N	X	9	X	9	N	9	9	X	9	9
内容	照会データの内容	照会データの内容	照会データの内容	照会データの内容	照会データの内容	照会データの内容	照会データの内容	照会データの内容	照会データの内容	照会データの内容	住民基本台帳法による秘密保持項目のため委託契約後に提供(※1)	本照会の際に使用する照会番号	本照会の際に使用する照会番号	本照会の際に使用する照会番号	本照会の際に使用する照会番号	本照会の際に使用する照会番号	本照会の際に使用する照会番号	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1			※1	yyyy/mm/ddで設定。		※1	※1	能な場合はオールスペース。設定不可	1(確認済)、2(未確認)	0(無料)、1(有料)	

- ・タイプについて～9タイプは全て半角数字、Nタイプは全て全角漢字、Xタイプは小文字なしの半角カナです。
- ・各項目の区切りについて～半角カンマ(“,”)により区切り位置を表示
- ・該当が存在しない場合は、項番12以降の項目は全て空欄
- ・※1の内容は、住民基本台帳法の定めにより、公開が制限されています。

(2) 本照会（住所又は生存確認）回答データレイアウト

CSV形式です。（各項目はダブルクォーテーションで囲まれ、カンマで区切られています。）

項目	仕様
電子媒体	CD-R (12cm)
フォーマット	CDFS
ファイル名	J_HON.CSV
文字コード*	JIS、漢字はS-JIS

No.	照会内容部						回答情報部														連合会付加情報	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
項目	企業年金区分	認番号 基金番号、規約番号又は承認番号	仮照会申出年月	受付番号	受付番号枝番	チェックデジット	処理結果コード	異動に関する区分	生存に関する区分	変更に関する区分	氏名漢字	氏名カナ	生年月日（元号）	生年月日西暦	性別	住所	市区町村コード	市区町村にかかるとの区分※1	異動に関する理由	異動年月日	郵便番号	手数料有無区分
桁数	1	8	6	5	2	1	4	1	1	2	100	100	1	10	1	200	5	1	2	10	7	1
タイプ	9	9	9	9	9	X	9	9	9	9	N	X	9	X	9	N	9	9	9	X	X	9
内容	仮照会回答の際に通知された企業年金区分	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された申出年月	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された番号 削除の場合は、“D”を入力	住民基本台帳法による秘密保持項目のため委託契約後に提供（※1）	※1	※1	※1			※1	yyyy/mm/ddで設定。	1（男）、2（女）			※1	※1	yyyy/mm/ddで設定。	回答の住所から識別した郵便番号。設定不可能な場合はオールスペース。	0（無料）、1（有料）

- ・タイプについて～9タイプは全て半角数字、Nタイプは全て全角漢字、Xタイプは小文字なしの半角カナです。
- ・各項目の区切りについて～半角カンマ（“,”）により区切り位置を表示
- ・該当者が存在しなかった場合、項番8以降の項目は全て空欄
- ・※1の内容は、住民基本台帳法の定めにより、公開が制限されています。

(3) 本照会（個人番号確認）回答データレイアウト

CSV形式となります。

項番23 個人番号以外の項目はP32の本照会（住所又は生存確認）とレイアウトは変わりません。

項目	仕様
電子媒体	CD-R (12cm)
フォーマット	CDFS
ファイル名	J_KOJIN.CSV
文字コード*	JIS、漢字はS-JIS

No.	照会内容部						回答情報部										連合会付加情報						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
項目	企業年金区分	基金番号、規約番号又は承認番号	仮照会申出年月	受付番号	受付番号枝番	チェックデジット	処理結果コード	異動に関する区分	生存に関する区分	変更に関する区分	氏名漢字	氏名カナ	生年月日（元号）	生年月日西暦	性別	住所	市区町村コード	市区町村にかかる区分※1	異動に関する理由	異動年月日	郵便番号	手数料有無区分	個人番号
桁数	1	8	6	5	2	1	4	1	1	2	100	100	1	10	1	200	5	1	2	10	7	1	12
タイプ	9	9	9	9	9	X	9	9	9	9	N	X	9	X	9	N	9	9	9	X	X	9	9
内容	仮照会回答の際に通知された企業年金区分	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された申出年月	仮照会回答の際に通知された番号	仮照会回答の際に通知された番号	削除の場合は、“D”を入力	住民基本台帳法による秘密保持項目のため委託契約後に提供（※1）	※1	※1	※1			※1	yyyy/mm/ddで設定。	1（男）、2（女）			※1	※1	yyyy/mm/ddで設定。	回答の住所から識別した郵便番号。設定不可能な場合はオールスペース。	0（無料）、1（有料）	ただし個人番号が無い者は空欄

- ・タイプについて～9タイプは全て半角数字、Nタイプは全て全角漢字、Xタイプは小文字なしの半角カナです。
- ・各項目の区切りについて～半角カンマ（“,”）により区切り位置を表示
- ・該当者が存在しなかった場合、項番8以降の項目は全て空欄
- ・※1の内容は、住民基本台帳法の定めにより、公開が制限されています。

4 仮照会の検索と回答内容について

仮照会は、検索キーを、①氏名（漢字、カナ）、②生年月日、③性別、④住所（漢字住所）として住基ネットが保有する住民票情報の最新情報以外に、過去の履歴情報も含めた検索を行います。

照会した氏名（漢字またはカナのいずれか）と、住基ネットの保有する氏名情報が一致しなければ、回答は提供されません。

仮照会の照会内容（例）

①氏名：年金 太郎 初ウ ヲウ ②生年月日：1950/1/1 ③性別：1
④住所：東京都新宿区西新宿4-34-1

本人の転居履歴

	漢字氏名	カナ氏名	生年月日	性別	漢字住所	市区町村コード	異動年月日
(最新情報)	連合 太郎	レリウ ヲウ	1950/1/1	1	東京都港区芝公園2-4-1	13103	2010/4/1
(履歴情報)	年金 太郎	ネンキ ヲウ	1950/1/1	1	東京都新宿区西新宿4-34-1	13104	2008/8/1

4情報（氏名、性別、生年月日、住所）が履歴情報と一致した場合

基金に提供される仮照会回答

漢字氏名	カナ氏名	生年月日	性別	漢字住所	市区町村コード	照会番号	本人同定フラグ	郵便番号
連合 太郎	レリウ ヲウ	1950/1/1	1	東京都港区芝公園2-4-1	13103	X-XXXXXXXX-XXXXXX -XXXXX-XX-X	2	1050011

仮照会では、最新情報のみが提供される。

5 仮照会回答データに係る連合会での作業について

連合会では、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より回答された住所をもとに、郵便番号を付加して回答いたします。

また、複数回答があった者については、連合会で管理している中脱受給者の情報と基礎年金番号等で突合し、本人の絞り込みを行います。上記作業により絞り込めた者は、本人同定フラグに1を表示するとともに、本人以外の情報を削除して提供いたします。

仮照会の照会内容（例） ①氏名：連合 太郎 いごり けん ②生年月日：1950/1/1 ③性別：1
④住所：なし ⑤基礎年金番号：1111-111111の場合

連合会が同定確認を行う前の状態

	漢字氏名	加氏名	生年月日	性別	漢字住所	市区町村 コード	異動年月日
（最新情報）	連合 太郎	いごり けん	1950/1/1	1	東京都港区芝公園2-4-1	13103	2010/4/1
（最新情報）	連合 太郎	いごり けん	1950/1/1	1	東京都千代田区内幸町2-2-2	13104	2008/4/1

住所を除く3条件（氏名、性別、生年月日）が履歴情報と一致

基金に提供される仮照会回答（同定確認ができた場合）

漢字氏名	加氏名	生年月日	性別	漢字住所	市区町村 コード	照会番号	郵便番号	本人同定 フラグ
連合 太郎	いごり けん	1950/1/1	1	東京都港区芝公園2-4-1	13103	X-XXXXXXXX-XXXXXX -XXXXX-XX-X	1050011	1

連合会の管理する情報と基礎年金番号等が一致した情報の場合は、本人同定フラグに同定結果を表示して提供。

基金に提供される仮照会回答（同定確認ができない場合）

漢字氏名	加氏名	生年月日	性別	漢字住所	市区町村 コード	照会番号	郵便番号	本人同定 フラグ
連合 太郎	いごり けん	1950/1/1	1	東京都港区芝公園2-4-1	13103	X-XXXXXXXX-XXXXXX -XXXXX-01-X	1050011	2
連合 太郎	いごり けん	1950/1/1	1	東京都千代田区内幸町2-2-2	13104	X-XXXXXXXX-XXXXXX -XXXXX-02-X	1600023	2

6 本照会（住所又は生存確認及び個人番号確認）の回答内容について

本照会は、仮照会の回答時に連合会が払い出した照会番号で照会することで住基ネットが保有する過去の履歴情報を含む全ての情報が回答されます。

照会内容

照会番号：x-xxxxxxxx-xxxxxx-xxxxx-xx-x（仮照会回答時に連合会から払い出される番号）

基金に提供される本照会（住所又は生存確認）回答csvデータ

	漢字氏名	加氏名	生年月日	性別	漢字住所	市区町村コード	異動年月日
(最新情報)	連合 太郎	いごう 如	1950/1/1	1	東京都港区芝公園2-4-1	13103	2010/4/1
(履歴情報)	基金 太郎	きん 如	1950/1/1	1	東京都新宿区西新宿4-34-1	13104	2008/4/1

...

最新情報だけでなく、履歴情報を含む全ての情報が提供されます。

基金に提供される本照会（個人番号確認）回答csvデータ

	漢字氏名	加氏名	生年月日	性別	漢字住所	個人番号
(最新情報)	連合 太郎	いごう 如	1950/1/1	1	東京都港区芝公園2-4-1	123456789012
(履歴情報)	基金 太郎	きん 如	1950/1/1	1	東京都新宿区西新宿4-34-1	123456789012

...

データ内容や列の並びは住所又は生存確認と変わりませんが、最後の列に個人番号が入ります。

VI ご利用にあたって

住基情報の位置付けは、『住基ネットを利用して連合会が収集し企業年金に提供する情報』です。この情報はあくまでも連合会からの情報となりますので、住基ネットを運営する地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に対しての照会・確認等をご遠慮ください。

以下に情報を利用する企業年金が留意する点をまとめましたので、参考としてください。

1 住基情報を利用する上での留意点

- ・ 指定された契約書ひな型以外の契約書は、お受けできません。
- ・ 住基情報は、住民票記載項目に関する情報がもととなっています。海外居住者や、住基ネット稼動（平成14年8月）以前に変更があった情報等は回答を得ることができません。
- ・ 仮に回答情報が1件であったとしても、それが必ずしも対象者本人のものであるとは限りませんので、各企業年金において、必ず本人の情報かどうかを確認してください。
- ・ 本人が死亡していても、遺族等からの死亡届が市区町村に提出されていない場合は、生存情報が提供されます。
- ・ 提供された住基情報を元に各企業年金が行う本人確認については、連合会ではいかなる場合でも一切の責任を負うことはできません。また、各企業年金と個人間の調整等を行うこともできませんのでご了承ください。
- ・ 住基情報は、本人の同意を得て収集したものではないため、ご利用にあたっては充分にご留意ください。
- ・ 回答情報は全て暗号化された後に、CD-Rで送付されます。情報を利用するためには、暗号化に対応していただく必要がありますのでご了承ください。

2 住基情報を管理する上での留意点

- ・提供された情報の内容については、連合会へお問い合わせいただいてもお答えすることはできません。
- ・他の企業年金等で発生した問題により、住基情報を利用する全ての企業年金に影響が及んでしまうことも考えられますので、ご注意ください。
- ・住基情報は個人情報保護法及び番号法の適用を受ける情報です。安全管理上に問題が生じた場合は、適切な処置を行うとともに、連合会にも報告してください。
- ・住基情報は、住民票登録された者であれば、回答を得ることが可能な情報です。目的外の利用がないよう留意してください。



Q1 当企業年金では、既に住所及び生存確認に係る業務委任契約を締結済みです。改めて契約を行う理由を教えてください。

A 住基情報は住基法及び番号法に規定された業務です。平成27年9月以前の契約書では番号法による照会業務を規定していないため、本照会（個人番号確認）はできません。本照会（個人番号確認）を利用する場合は追加契約を行うこととなります。

Q2 企業年金が個人番号の利用を求められるのはいつからですか。

A 番号法（4号）の施行日はH28.1.1ですが、企業年金が実際に個人番号を使用するのは、平成28年支払分の源泉徴収票事務からであり、多くの年金受給者は※平成29年1月までに個人番号を取得しておく必要があります。

※企業年金により源泉徴収票作成時期が異なることをお含みおき下さい。

Q3 必ず個人番号を提供してもらえるのでしょうか。

A 照会していただいた方全員の個人番号提供をお約束することはできません。

本照会（個人番号確認）前に必要な仮照会では、住基ネットが保有する各市区町村の住民票情報と一致していなければ、住基ネットからの情報提供はありません。また本照会（個人番号確認）では番号法施行よりも前に死亡していた者については、個人番号欄は空欄として情報提供されます。

Q4 契約書締結に要する期間はどのくらいですか。

A 通常、郵便到着日から2週間程度でお返ししております。

なお、契約開始当初は申込みが殺到することが予想されますので、多少時間がかかるかと思われます。

Q1 本照会（個人番号確認）の照会依頼は、いつからできますか。

A 本照会（個人番号確認）の受付は、番号法（4号）施行月の平成28年1月月初を予定しております。詳細が決まり次第、あらためて周知いたします。

Q2 連合会から取得した個人番号を母体企業で使用することは可能ですか。

A 使用できません。
連合会からの情報は住基法又は番号法で利用事務が規定されており、年金又は一時金給付以外での利用は制限されています。

Q3 照会する方の年齢制限はありますか。

A 年齢制限はありません。
対象者が将来、企業年金より年金又は一時金給付を受け、その際の源泉徴収事務に備えて個人番号を前もって取得することは可能です。ただし、取得にあたり仮照会では必ず本人同定のための確認作業が必要となり事務上の手間を要すること、取得以後は対象者の個人番号を管理する必要が生じることとなります。

Q4 当基金では既に住基契約を行い、受給者の生存確認に活用しています。当該受給者の個人番号確認を行うときは、個人番号にかかる仮照会をあらためて行う必要がありますか。

A 既に照会番号を払い出されている方は、あらためて仮照会を行う必要はありません。
住所又は生存確認にかかる旧契約は存続していますので、旧契約により提供された照会番号は新契約でも利用可能です。

Q5 個人番号を取得するために利用した住基情報を、生存確認のために利用したいと考えています。その場合、また仮照会から始めなければならないのでしょうか。

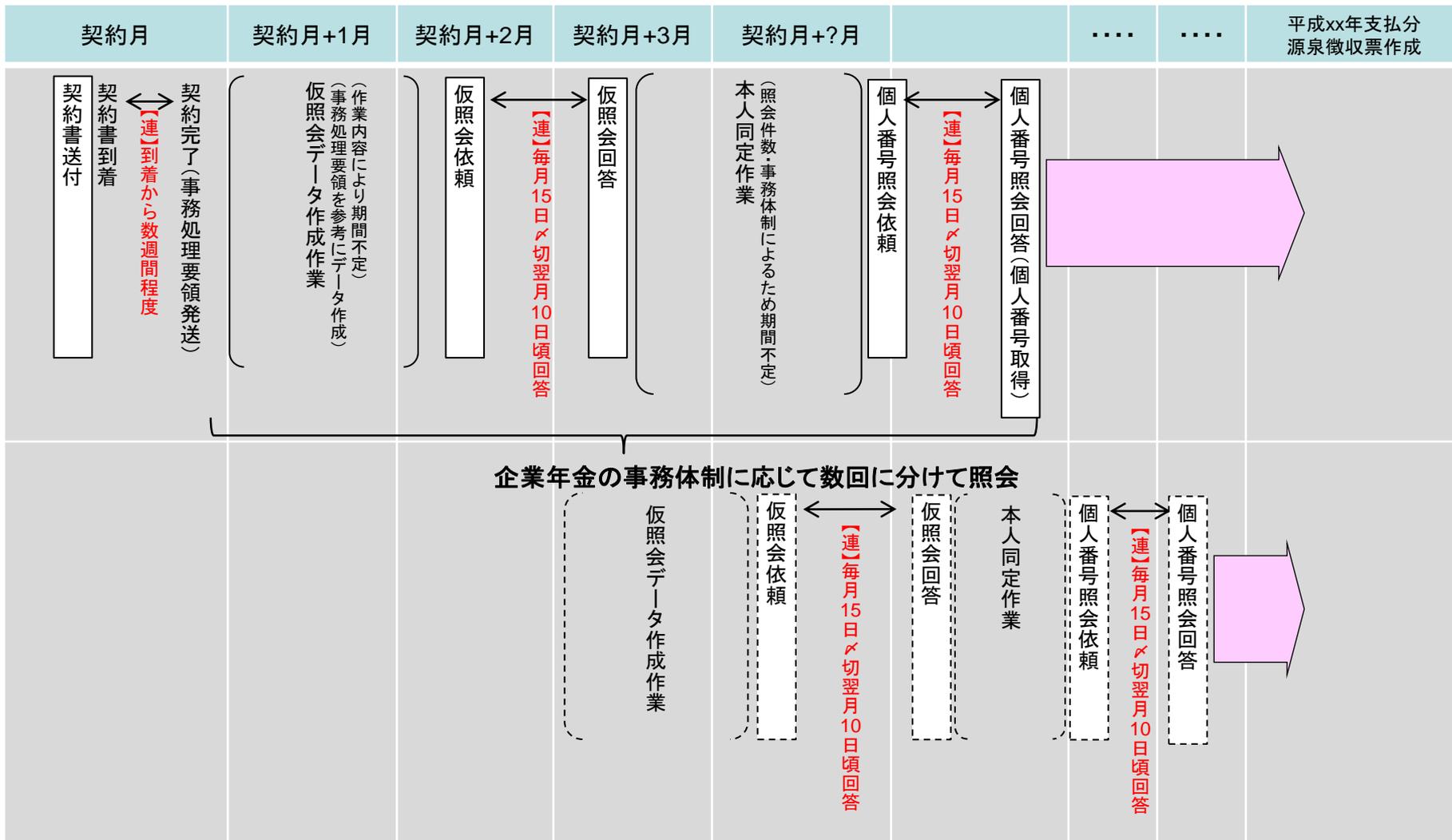
A 仮照会から始める必要はありません。
照会番号をお持ちの者は、本照会（住所又は生存確認）から始めてください。

Q6 仮照会データの作成方法などを詳しく解説した手順書はありませんか。

A ご契約後に「情報収集等業務に係る事務処理要領」をお送りいたします。
なお、本事務処理要領は住民基本台帳法に定められた守秘義務を負うべき情報が含まれているため公開しておりません。

Q7 個人番号取得のスケジュール感について（おおまかな目安）

A 新たに住基情報を利用する場合の例



Q1 住基情報とはどのような情報ですか？

A 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の住基ネットの情報を連合会が情報収集し、各企業年金に提供する情報です。

住民基本台帳を基に管理している情報であるため、日本年金機構の住所照会では回答が得られなかった場合でも情報が提供される可能性があります。

Q2 住基情報の利用開始にあたって、なぜ契約を結ぶ必要があるのですか？

A 以下の理由により必要となりました。

平成23年8月10日に公布された法律第93号「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」では「情報収集等業務の委託」として、（企業年金等は）「加入者等に関する記録等の情報収集業務の全部又は一部を、企業年金連合会に委託することができる」こと、「企業年金連合会は、委託を受けて、情報収集等業務を行うことができる」こととされているためです。

Q3 Q2では、「情報収集等業務の委託」とありますが、ダウンロードした契約書は『情報収集等業務に係る基本委任契約書』となっています。住基情報の契約書ひな型に間違いはないでしょうか。

A 間違いはありません。

住基情報は法令に規定された業務であり、弁護士、税理士等の契約と同じ業務委任契約となります。

なお、照会いただく対象者の中で、住基法に定める保存期限を経過した者や、住基ネット稼動（平成14年8月）以前に変更があった情報等は回答されないため、全ての照会対象者に対し回答を保証するものではありません。業務委任契約書に基づき受付から回答送付までの業務過程について、連合会が責任をもって遂行致します。

Q4 当社にはDBとDCの2つの制度があります。同じ会社なので、契約書はどちらか一方で結べばよいのでしょうか？

A 情報を必要とする制度ごとに契約する必要があります。

年金制度毎に契約を行うことになっています。お手数ですが、制度ごとに契約を行ってください。

(平成23年8月10日に公布された法律第93号による)

上記の平成23年法律93号では、年金制度毎に委託について記載されています。法律の趣旨から年金制度単位で契約を行うこととなりました。

Q5 日本年金機構の「住所情報照会」と今回の「住基ネット接続に係る情報収集」について、同じ人物をそれぞれ照会することはできますか？

A 問題ありません。

日本年金機構の「住所情報照会」と「住基ネット接続に係る情報収集」は別の制度です。同一人物に対し、それぞれ照会を行うことは可能です。

Q6 情報はどのように提供されますか？

A 回答情報は全て暗号化された後、CD-Rで送付されます。
暗号化に対応できない企業年金は情報の利用はできません。

Q7 日本に居住する外国人の住所情報は提供されますか？

A 提供可能です。

ご本人が住民票登録の手続きをされていれば提供されます。

照会方法については契約終了後に送付する事務処理要領に詳細が記載されております。

なお、海外居住者については情報提供されません。

Q8 遺族や家族に関する情報は提供されますか？

A 仮照会、本照会ともに、情報提供はありません。

提供される情報は、照会対象者の本人のみの情報です。また、本人が死亡していても、遺族等からの死亡届が市区町村に提出されていない場合は、生存情報が提供されます。

Q9 仮照会により提供される情報とはどのような情報ですか？

A 提供される情報は、各企業年金で本人確認を行うために必要な情報となります。

照会した条件により抽出された情報（最新の氏名、生年月日、性別、住所、生存の有無）と、住民票コードにかわり、本照会で使用する照会番号を提供します。

Q10 仮照会で本人確認を行う必要があるとありますが、理由はなぜですか？

A 氏名、生年月日、性別、住所の条件で抽出された情報であるためです。

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）では住基ネット情報の抽出の際に、該当者を検索できない時、キー項目を絞り抽出枠を大きくすることで何らかの回答を抽出していることから、たとえ回答が1人であっても照会者本人とは限らないからです。

Q11 仮照会では、生存の情報のみ提供され、本照会では死亡年月日も提供されると説明にありましたが、どの項目で、その内容を判断するのでしょうか？

A 仮照会では、仮照会回答ファイルレイアウト中の項番27「生存に関する区分」で、ご存命か否かが表示されます。本照会では、本照会回答ファイルレイアウト中の項番19「異動に関する理由」および項番20「異動年月日」で判断します。

※データ項目は、住民基本台帳法により定められた秘密保持義務を負う項目であるため、今回の説明では詳細内容を申し上げられません。詳しくは契約締結後に配布される事務処理要領に記載されています。（なお、表中の項目名称や、ファイルレイアウト等の名称は、説明用に連合会で作成した通称名です。そのため、住基ネットの管理する項目、名称とは必ずしも一致しません。）

Q12 仮照会の回答にある照会番号は、どのように使用するのでですか？

A 個人を特定する番号で、本照会（住所又は生存確認、個人番号確認）で使用します。

住民票コードは制度上、企業年金への提供が認められていないため、住民票コードのかわりに連合会が独自に払い出す番号です。

本照会（住所又は生存確認、個人番号確認）の際、この照会番号を使用して確認を行うこととなります。

Q13 本照会により提供される情報とはどのような情報ですか？

A 本照会では照会番号により照会した、特定の個人の最新情報と履歴情報になります。

本照会は住基番号に紐付けされた照会番号で照会するため、特定の個人の情報が提供されます。

また、仮照会の回答内容に加え、異動年月日や異動の内容（死亡年月日）と履歴情報が提供されます。

この情報では本人の住所・氏名等の変遷や、死亡年月日などが確認可能です。

また本照会（個人番号確認）では、上記以外に個人番号が提供されます。



Pension Fund Association
企業年金連合会

【問い合わせ先】

企業年金連合会

年金サービスセンター

企画調整課 個人番号管理室 記録提供係

〒105-8771

東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階

TEL：03-5401-8737

Mail：teikyou@pfa.or.jp

連合会HPのURL：<http://www.pfa.or.jp/>